

行田市立地適正化計画策定業務委託及び行田市地域公共交通計画策定業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、行田市立地適正化計画策定業務委託及び行田市地域公共交通計画策定業務委託を実施するに当たり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2 業務委託概要

(1) 名称

- ①行田市立地適正化計画策定業務委託
- ②行田市地域公共交通計画策定業務委託

(2) 事業主体

- ①行田市立地適正化計画策定業務委託
行田市（窓口：都市計画課）
- ②行田市地域公共交通計画策定業務委託
行田市地域公共交通会議

※ 2つの委託業務を一体で公募型プロポーザル方式により同一事業者が発注するものとし、業務ごとに上記の事業主体と契約するものとする。

(3) 目的

本業務は、本市の都市計画マスタープランに掲げる「環境負荷の少ない集約・連携型の都市づくり」実現に向けて、人口分布、公共交通及び人々の生活圏など本市の特性を踏まえ、人口減少・超高齢社会に対応した持続可能な都市構造の構築に係る総合的な取組を推進するため、「行田市立地適正化計画」の策定を目的とする。また、公共交通の課題や移動ニーズを分析し、将来にわたって持続可能な運送サービスの確保に資する公共交通のマスタープランとなる「行田市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。については、調査・検討を行う際相互の連携が必要となることから2つの委託業務を同一業者に発注するものである。

(4) 内容

①行田市立地適正化計画策定業務委託

令和4年度

- (ア) 計画準備
- (イ) 関連する計画や他部局の施策等の整理
- (ウ) 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出
- (エ) まちづくり方針の検討
- (オ) 目指すべき都市の骨格構造の検討
- (カ) 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）の検討
- (キ) 誘導施設・誘導区域の設定
- (ク) 防災指針の検討
- (ケ) 会議等の開催運営支援

(コ) 打ち合わせ協議

令和5年度

- (ア) 令和4年度(カ)～(コ)の継続分
- (イ) 誘導施策の検討
- (ウ) 定量的な目標値等の検討
- (エ) 施策の達成状況に関する評価方法の検討
- (オ) とりまとめ

※ 詳細については、行田市立地適正化計画策定業務委託仕様書(以下、仕様書①)参照
②行田市地域公共交通計画策定業務委託

令和4年度

- (ア) 現状分析
- (イ) 上位・関連計画と本計画の位置づけの整理
- (ウ) 公共交通に関する意向調査
- (エ) 課題の整理
- (オ) 会議等の開催運営支援
- (カ) 打ち合わせ協議

令和5年度

- (ア) 基本方針の設定
- (イ) 計画目標達成のための事業等の検討
- (ウ) 定量的な目標値の設定及び評価方法の検討
- (エ) とりまとめ

※ 詳細については、行田市地域公共交通計画策定業務委託仕様書(以下、仕様書②)参照

(5) 委託期間

①行田市立地適正化計画策定業務委託

契約締結日から令和6年3月15日まで

②行田市地域公共交通計画策定業務委託

令和4年度：契約締結日から令和5年3月31日

令和5年度：契約締結日から令和5年9月29日

3 予算額

①行田市立地適正化計画策定業務委託

上限は、17,680,500円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

なお、各年度の上限は、以下のとおりとする。

令和4年度7,893,500円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和5年度9,787,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※債務負担行為により2か年で契約し、年度ごとに成果品の検査を行った上で委託料を支払う

②行田市地域公共交通計画策定業務委託

上限は、7,722,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

なお、各年度の上限は、以下のとおりとする。

令和4年度上限額 5,720,000円

令和5年度上限額 2,002,000円

※年度ごとに契約するものとし、成果品の検査を行った上で委託料を支払う。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 行田市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成9年規則第1号）又は行田市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成20年規則第36号）に基づく資格者名簿に登載されていること。
- (2) 行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第12条の規定に該当しないこと。
- (3) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）による措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録規程による「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。

(9) 平成24年度以降に、国や地方公共団体において発注されたそれぞれの計画について同種又は類似業務を、元請として受託した実績を有すること。

・同種業務

①行田市立地適正化計画策定業務委託

立地適正化計画策定業務

②行田市地域公共交通計画策定業務委託

地域公共交通計画策定業務（地域公共交通網形成計画を含む）

・類似業務

①行田市立地適正化計画策定業務委託

都市計画又は土地利用に関する基本計画策定・改定業務（都市計画マスタープラン、市町村総合計画、中心市街地活性化基本計画等）

②行田市地域公共交通計画策定業務委託

都市・地域総合交通戦略、地域公共交通再編実施計画

(10) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、管理技術者及び照査技術者には技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は、RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者を配置できること。また、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある社員であること。

※なお、恒常的な雇用関係を証明するために、健康保険証の写し、又は雇用保険被保険者の写しを提示すること。

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXにより提出する。

※ 電子メール又はFAX送信後は、未受信防止のため必ず都市計画課に電話し、着信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 参加申込に係る質問

ア 質問期限 令和4年6月2日（木）午後3時まで

イ 提出先 都市整備部 都市計画課

電子メール toshi@city.gyoda.lg.jp

FAX 048-553-4544

ウ 回答方法 質問及び回答については市ホームページに掲載する。

エ 回答日 令和4年6月10日（金）

7 参加申込手続

(1) 一次審査の提出書類

ア プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

(ア) 参加申込書・参加資格等確認申請書 （様式2-1、2-2） 5部

(イ) 会社等概要整理表 （様式3-1及び会社パンフレット等） 5部

(ウ) 建設コンサルタント登録規程による登録調書 （様式3-2） 5部

(エ) 業務実績調書 （様式4） 各5部

- | | | |
|-----------------|---------|-----|
| (オ) 管理技術者実績調書 | (様式6-1) | 各5部 |
| (カ) 照査技術者実績調書 | (様式6-2) | 各5部 |
| (キ) 担当技術者実績調書 | (様式6-3) | 各5部 |
| (ク) 業務実施体制及び体制図 | (様式7) | 各5部 |

※(エ)～(ク)について、両計画策定業務委託それぞれの内容を記載したものを提出すること。

※業務実績調書には「5. 参加資格(9)」に掲げる業務実績を様式4に記載する。また、本業務の各予定技術者は、「5. 参加資格(9)」に掲げる業務実績に従事した経験があれば技術者実績調書(様式6-1、6-2及び6-3)に記載すること。

※その他の添付資料として、①業務実績調書(様式4)で記載した業務の契約書の写し、②業務実施体制及び体制図(様式7)で記載した技術者の資格証明書の写し、③各技術者実績調書(様式6-1、6-2及び6-3)で記載した業務実績で、従事した経験を証する書類(テクリスの写し等)を各2部提出すること。

※テクリスの写し等は、業務実績調書(様式4)に添付したものと、各技術者実績調書(様式6-1、6-2及び6-3)に添付するものが重複する場合は、業務実績調書への添付のみで良いこととする。但し、重複する旨を各技術者実績調書の業務名の欄に記載すること。

※テクリスの写しが無い場合は、業務内容が判るものとして、契約書、仕様書及び特記仕様書の写し、また配置技術者及び業務を履行したことが判るものとして合格通知書の写しを添付すること。

- | | |
|--------|---|
| イ 提出期限 | 令和4年6月15日(水)午後3時まで |
| ウ 提出先 | 都市整備部 都市計画課 |
| エ 提出方法 | 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とする。 |

(2) 二次審査の提出書類

ア 二次審査対象となったものは、提出期限までに次の書類を提出する。

- | | | |
|-----------|----------------------------|---------------|
| (ア) 企画提案書 | (表紙:様式5、内容は8 企画提案書作成方法を参照) | 10部(正本1部副本9部) |
| (イ) 見積書 | (様式8-1、8-2) | 10部(正本1部副本9部) |

※外部策定委員会委員の報酬・費用弁償については、市又は行田市地域公共交通会議で予算計上する。

- | | |
|--------|--------------------|
| イ 提出期限 | 令和4年6月29日(水)午後3時まで |
| ウ 提出先 | 都市整備部 都市計画課 |
| エ 提出方法 | 持参又は郵送により提出すること。 |

※提出は、正本、副本ともA4フラットファイルにて、正本のみ表紙及び背表紙に会社名を記載して行うこと。

※郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市又は行田市地域公共交通会議は一切の責任を負わないものとする。

8 企画提案書作成方法

企画提案書は、以下のとおりの構成で、任意の書式により作成すること。

(1) 提案書の構成

ア 企画提案書表紙（様式5）

イ 企画提案書（A4判縦使い 横書き 両面印刷可 最大24ページ（12枚）まで）

（ア）本市の特性や業務を進める上で配慮すべき事項を整理し、実現可能な提案とすること。

（イ）別紙、評価採点基準及び配点表の提案内容を盛り込みつつ、立地適正化計画及び地域公共交通計画の策定に必要な事項について分かりやすく整理した内容とすること。

（ウ）文字サイズは10.5ポイント以上とする。

（エ）A3判の折り込みは可とする。但し2ページ扱いとする。

ウ 業務工程表（様式任意）

仕様書①及び仕様書②の業務内容等を基に、業務工程表を作成する。

(2) 提出部数10部（正本1部、副本9部）

※副本には、提案者を特定することができるような記述やロゴマーク等は記載しないこと。

9 審査方法

契約候補者の選定にあたっては、別に定める「行田市立地適正化計画策定業務委託及び行田市地域公共交通計画策定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置する審査委員会において審査及び評価を行い決定する。

(1) 一次審査

ア 審査方法

一次審査のため提出された参加申込書、会社等概要整理表、業務実績調書、各技術者実績調書及び業務実施体制について、都市計画課において書面審査し、二次審査対象を選出する。

イ 一次審査結果の通知

書面審査で5者以上の者を二次審査対象として選出し、「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知」を行う。ただし、参加者が5者未満の場合は、選定を省略する場合がある。

一次審査で各条件を満たしていなかった者、また二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する。

ウ 通知時期 令和4年6月22日（水）

(2) 二次審査

本要領、仕様書①及び仕様書②等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法によりプレゼンテーションを実施し、行田市立地適正化計画策定業務委託及び行田市地域公共交通計画策定業務委託プロポーザル審査委員会が審査を行う。

ア 審査方法

（ア）日時 令和4年7月7日（木）

詳細は「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知書」により別途通知す

る。

- (イ) 場所 行田市本丸2-20 行田市産業文化会館2階 第2会議室
- (ウ) 持ち時間 各者35分以内(準備5分、説明20分、委員からの質疑10分)
- (エ) 内容 審査当日は、提案書の内容について原則として提案書に記載されている管理技術者が説明を行い、審査委員会委員が行う質問に対する回答は、管理技術者以外でも可能とする。
- (オ) 参加人数 プレゼンテーションの参加人数は、管理技術者を含め5名以内とする。
- (カ) 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ 評価方法

(ア) 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

(イ) 選定

合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお、最高点を得た者が2者以上ある場合は、立地適正化計画及び公共交通計画それぞれの価格の合計価格算定金額の最も低い者を契約候補者とする。更に価格算定金額が同額の場合、くじ引きとする。

最高点に続く合計評価点を得たものを次点候補者として特定する。

(ウ) 評価採点基準及び配点表

評価採点基準及び配点表については、別紙を参照。

(エ) 評価点の考え方

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、各提案に対し点数を付す。

ウ その他

機器等必要な場合は以下のとおりとする。

(ア) プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

(イ) パソコン及びその他必要機器類は提案者が用意すること。

10 選定結果

- (1) 通知方法 全提案者に対して文書により通知する。
- (2) 通知時期 令和4年7月15日(金)
- (3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称※申込順

ウ 全提案者の評価点※得点順

エ 契約候補者の選定理由

11 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には利用しない。
- (4) 市又は行田市地域公共交通会議は必要がある場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書の提出は、1者1案とする。
- (6) 提出された書面及び書類に、個人情報を含む事項があった場合、施錠可能な場所に保管するものとする。

13 情報公開及び提供

市又は行田市地域公共交通会議は、企画提案書等について、行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は、選定後の公開とする。

14 その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市又は行田市地域公共交通会議に請求できないものとする。
- (3) 参加辞退の場合
参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに都市整備部都市計画課宛に提出するものとする。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示した、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合
- (5) 著作権等の権利
企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市又は行田市地域公共交通会議が必要と認める場合、市又は行田市地域公共交通会議は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

15 日程

- 令和4年5月27日（金）実施公告・ホームページ公表による参加申込開始
6月2日（木）質問締切
6月10日（金）質問に対する回答
6月15日（水）参加申込、一次審査提出書類締切
6月22日（水）一次審査決定
6月29日（水）二次審査提出書類締切
7月7日（木）プレゼンテーション審査
7月15日（金）選定結果通知

16 問合せ先

①行田市立地適正化計画策定業務委託

行田市都市整備部都市計画課

住所：〒361-0005 行田市本丸2番20号

電話：048-550-1550

E-mail：toshi@city.gyoda.lg.jp

②行田市地域公共交通計画策定業務委託

行田市地域公共交通会議事務局（行田市市民生活部交通対策課内）

住所：〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号

電話：048-556-1111

FAX：048-556-2117

メール：koutsu@city.gyoda.lg.jp

別紙

評価採点基準及び配点表

審査対象	審査内容	配点
受託実績 ・ 担当実績	国や地方公共団体等が発注した、立地適正化計画及び公共交通計画に係る業務又は類似業務の受注実績に基づく知識・経験を本業務にいかしている。	10点
提案内容	本市の土地利用、都市構造、交通、環境、防災、隣接市との関係等の都市計画に係る各現状と課題を的確に把握している。	10点
	誘導区域の設定に当たっての着眼点や課題解決に向けた考え方が示されている。	20点
	防災指針策定に当たっての課題把握及び解決の方向性検討に当たっての手法が具体的かつ明確で、説得力がある。	15点
	本市の公共交通における地域特性や課題を十分理解しており、課題解決に向けた有効な検討方法が提案されている。	15点
	各種会議、ヒアリング、市民参画等、有効な意見聴取や周知方法が提案されている。	15点
	その他各業務について、手法が具体的かつ明確で、説得力がある。	5点
プレゼンテーション	提案の趣旨が明確で、質疑応答も明快かつ迅速である。	5点
	取組意欲や積極性が強く感じられる。	5点
合計		100点